

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

平成 27 年度の初期環境調査においては、15 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分		化管法指定区分		調査 媒体	
		改正前	改正後	改正前	改正後	水 質	大 気
[1]	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	第二種監視			第一種 6		○
[2]	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	第二種監視		第一種 23	第一種 29		○
[3]	N-エチルアニリン	第二種監視 第三種監視		第二種 10	第二種 9	○	
[4]	2,3-エポキシ-1-プロパノール	第二種監視		第一種 55	第一種 67		○
[5]	銀及びその化合物（銀として）			第一種 64	第一種 82	○	
[6]	2,4-ジアミノアニソール				第一種 142	○	
[7]	2,4-ジクロロフェノール	第二種監視 第三種監視			第二種 34	○	
[8]	N,N-ジメチルアセトアミド	第二種監視			第一種 213	○	
[9]	2,3-ジメチルアニリン	第二種監視 第三種監視		第二種 42	第二種 50	○	
[10]	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン	第三種監視			第一種 264	○	
[11]	1,2,3-トリメチルベンゼン					○	
[12]	N-ニトロジメチルアミン						○
[13]	ビス(4-アミノシクロヘキシル)メタン（別名：ジアミノジシクロヘキシルメタン）					○	
[14]	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン				第一種 324	○	
[15]	有機スズ化合物			第一種 176	第一種 239		
	[15-1] モノブチルスズ化合物					○	○
	[15-2] ジブチルスズ化合物					○	○
	[15-3] ジメチルスズ化合物					○	○

(注 1) 「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

(注 2) 「化審法指定区分」における「改正前」とは平成 21 年 5 月 20 日の法律改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

(注 3) 「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。